第2回宮城県保健環境センター評価委員会 会議録

平成18年1月31日(火) 午後1時30分から3時まで 県庁行政庁舎11階第2会議室

1 出席者

- (1) 岩崎委員、江成委員、大島委員、菊地委員、北川委員、熊谷委員、新妻委員、平本委員、髙橋委員
- (2) 県側出席者 髙橋環境生活部次長、安齋環境対策課長、大内環境対策課技術補佐、髙橋技術補佐(班長)、渡邊主任 主査
- (3) 保健環境センター側出席者

大江所長、星野研究管理監、千葉副所長兼事務局長、嵯峨温所長兼水環境部長、廣重副所長兼試験検査部長、鈴木企画情報部長、秋山微生物部長、柳田生活化学部長、斎藤環境化学部長、加賀谷大気環境部長、粟野古川支所長

菅原事務局次長(総括)、阿部検査精度管理専門監、浦山総括研究員、安藤上席主任研究員

2 開会

司会(菅原事務局次長)

本日は、ご多忙のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただ今から、第2回宮城県保健環境センター評価委員会を開会いたします。

本日、辻委員は所用のため欠席されておりますので、委員9名ご出席いただいております。保健環境センター評価委員会条例第4条第2項の規定(半数以上)によりまして、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

では、開会にあたり、委員長からごあいさつ申し上げます。

3 あいさつ

新妻委員長

第2回保健環境センター評価委員会の開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

第1回目は昨年10月に開催したわけですが、委員の皆様には施設調査や運営に関するご議論をしていただきました。 また、短い期間に多くの資料に目を通していただき貴重なご意見を頂戴しました。

専門分野が各々違うので、センターに対する期待度や考えが違い、極めて多様な示唆に富むご意見をいただきました。

これらの多くの意見の取りまとめを岩崎委員、北川委員にお願いしましたが、ご苦労をかけてまとめていただきました。 お礼申し上げます。

本日の評価委員会では、草稿委員から提出のあった機関評価結果(案)についてご審議をいただきまして成案としていきたいと考えております。

また、評価委員会は、後日、成案を機関評価結果報告書として知事に答申することとなっておりますのでよろしくご審議いただきます。

司会

本日の資料を確認させていただきます。(会議次第、出席者名簿、機関評価結果報告書(案)の配布資料を説明)

では、早速、議事に移りますが、保健環境センター評価委員会条例第4条第1項の規定により、会議は委員長がその議長になることになっておりますので、新妻委員長、よろしくお願いします。

4 議事

議長

では、早速議事次第によりまして議事に入ります。

まず、宮城県保健環境センター機関評価結果報告書(案)について、岩崎委員から説明をお願いします。

岩崎委員

別紙「宮城県保健環境センター機関評価結果報告書(案)」により説明。

議長

ありがとうございました。ご議論をいただく前に、前回、時間が足りなくて説明不足のところがあったということなので、大江所長からご説明をお願いします。

大江所長

別紙「資料2」により補足説明。

議長

ありがとうございます。

前回のご説明ですと、本庁の関係課とかあるいは保健所との関係が、余り明確に説明されていなかったということが1点と、研究というものがプロジェクト研究等の説明でしたが、事業研究がかなりの数にのぼっているという説明が落ちていたということでしょうか。

さらに、環境情報センターの設置要綱に、業務が規定されているということでしょうか。

では、今のセンターからの説明も含めまして、この報告書案について審議したいと思います。ご意見いただければと思います。

北川先生、おまとめになられた感想がありましたらお願いします。

北川委員

先ほど岩﨑委員がおっしゃいましたように、総合評価の1番のセンターをどうとらえるかというんですか、調査研究機関を目指すという視点からの委員の方々の意見と、あとは行政検査を中心とした機関として見たときの意見とで、二つに分かれているようなイメージを持ちまして、それをどうまとめていくのかというところが一番難しいというふうに感じました。

今説明いただいたことへの質問ですが、この事業研究、自主研究を含めますと、全体の15%が調査研究で、85%が行政検査だという比率が、違ったものになるんでしょうか。

事務后

通常業務の中で行なわれるので、詳しくは積算できませんが、4割くらいだとおもいます。

北川委員

そういうシチュエーションになりますと、今は85%が行政検査ということで、そちらの意見を主流にというまとめ方をしておりますので、そこが少し違ってくると思います。

事務局

センターとしても、第1回評価委員会で、調査研究費という予算できている研究について説明させていただきました。実際、ノロウイルスの研究のように事業で行っているものもあるので、そこのところもきちんと皆様にご説明して、 意見を聞かなければならないと思います。

これら事業に伴う研究は、予算の面から見ますと、事業費で行っており、調査研究費ではありません。

議長

事業費の中に、研究のための研究費と経費が含まれているということですか。

事務局

例えば、ノロウイルスの研究等がそうです。

議長

それは、その担当課の方からの予算で行うという意味ですか。センターの予算という意味では、その15%が調査研究だったけれども、そのほか担当課の方から研究的要素のある事業がたくさん来るということですか。

事務局

事業課の方から/ロウイルスについて計画がきますので、その面は本課の事業の中で行っているという内容になっています。

岩崎委員

そういう話になると、一体この評価で何を評価しなければいけないのかと思ってしまいます。それであれば、多分県の方からほとんどの仕事が指示されるというか、県の方から「こういう研究をしてください。こういう調査をしてください。」とくる。それについて保健環境センターの方では、それを受けて「全部きちんとやっています。」という形はもうやっていらっしゃる。

そういうことであれば、もともとこのセンターは県からきたものを、全部受けとめてやる、それだけのセンターであるということであれば、ここで評価すべきなのはその仕組みが適正かどうか、あるいは逆に、県との予算の関係でそれを例えば外部に委託した方がよいのかどうかという話の方になって、何を評価しているのかがよくわからなくなってきます。

議長

この図で「成果の反映」という、斜め上に上がっているところの矢印があるんですが、これは、頼まれたものの成果をただ仕様書に基づき結果を出すというようにも見えるんです。実は研究というのは行っている人でないと、できるかできないかすらわからないというか、問題すらわからない。だから、研究というのは問題の発見が実際の事実とか実験データに基づいてなされるから、研究計画というのが立つんです。それで、保健環境センターの方で、もし間違っていたら言っていただきたいのですが、センターと担当課の間ではかなり研究レベルというか実務レベルですり合わせをやった上で業務を委託するのが、普通の研究のやり方だと私は理解しております。

つまり、研究のプロでない人が指示をしても、研究というのはうまくいかなくて、実際の研究のデータとかそれを踏まえて、こういうことが重要だというのを、何回も行ったり来たりして初めて、その研究の業務というのが決まる。それが普通の研究のやり方です。

事務局

説明が足りなかったところがあるようです。この事業研究と自主研究と分けていますけれども、この事業研究というのは、いわゆる事業の中で位置づけがあるものです。それから自主研究は、事業の中でセンター各部の担当者が気がついたこととか、自主的な研究企画の中から出てきたものです。

議長

例えば担当課で何々の研究をしてほしいというと、保健環境センターではそれに基づいてその結果を出して終わりということであれば、岩崎先生のようなニュアンスになります。

事務局

事業研究については、本課の方と相当詰めて企画を行っています。

議長

この課題を見ると、これは保健環境センターの方とよほどすり合わせしないとできないような内容だと、私はそう見た

んです。ただこの辺の説明がなかったのが、前回の説明で不十分だったことは確かです。

菊地委員

その事業研究というのは、そのスタートは担当するセクション、例えば港湾関係だったら港湾の方から話が出てきて、こういう調査をしなければいけないという問題提起は、そちらの現場の方から上がってきたものですね。それを本課の方で調整して、これはセンターの方にやっていただくという形で、センターの方に流れてくる、それに対して、センターの方から調査結果が上がっていくという、そういうスタイルになっているんですね。

そうすると、センターの方から発想した研究テーマではない形ですね。

事務局

いろいろな提案はあります。

菊地委員

途中の段階でのすり合わせはともかくとして、問題の提起としては現場の方から来てリターンするという、そうすると、やはり頼まれ仕事という感じになる。

事務局

予算は本課でもっていますので、県から指示があって行うことになります。

環境対策課長

具体的に、この資料2の3枚目の裏の方、番号で言いますと、17番から23番、これが環境対策課でセンターの方に依頼をしている調査研究のテーマなんですが、これは環境対策課としてこれらの結果がほしいということで、まず当初予算を財政課に要求をして、認められればこういう形でできるという、まず一つハードルがあるわけです。例えば17番であれば、最近ふえています自家発電のディーゼル機関、これがどの程度周辺に影響があるのかについて、センターとしてどんなことができるか、これの調査手法とか調査の内容というのはセンターに考えてもらいます。本課の仕事は、テーマの決定と予算を得る、そこまでで、あと実際に環境対策課が必要としているデータをどうすれば調査結果としてまとめることができるのか、それのアイディアを出し、実際の調査を実施するのは保健環境センターの仕事というような役割分担をしています。

江成委員

事業研究との違いというのは、その場合どう理解すればいいんですか。

事業研究というものが本課の方から依頼されるということで、私は自主研究というのはもっとセンターが独自に考えているのかなと思ったら、そうでもないですね。今のお話ですと、本課の方からテーマ設定がある。細かいことはセンターがやる、事業研究とその自主研究の境というのは、どういうふうに理解すればよいのですか。

事務局

事業自体が研究になっているのが事業研究です。

大島委員

予算枠の差ですか。

環境対策課長

事業費の中で研究主体に使うと決まっているのが、事業研究です。また、前回説明の調査研究費の中で、自由にセンターで配分できる、そのテーマごとに配分できる、それがプロジェクト研究等ということです。

江成委員

さきほど自主研究の説明の中で、予算獲得も本課の役割だというような話だったのですが、自主研究の予算というのは、全く別なのですか。

事務局

事業研究と自主研究はこれら事業費を使って行っています。

北川委員

先ほどおっしゃった17番から23番というのは、自主研究のところですね。

環境対策課長

これは事業研究的なもので、もう既にこれには幾らという予算の方が初めからついているわけです。

大島委員

この資料間違っていないですか。一番上に自主研究と書いてある。

環境対策課長

間違っています。

北川委員

事業研究が1番から9番で、自主研究が1番から26番となっています

事務后

今回センターで事業に伴って行う研究を、整理したんですけれども、そのセンターの受けとめ方としてきちんとこれは研究的な中身で予算がついているというものについては事業研究にしましたし、事業に伴って自主的な企画により行う研究を自主研究としています。

北川委員

自主研究も本課の方から予算がきているんですね。

議長

確認しますが、15%と言っているのはこの資料2の1ページ目ですか。

事務局

1ページの経常研究が16題とプロジェクト研究が2題です。

議長

事業研究と自主研究を含めて、これは15%の外でやっているという意味ですか。

事務局

そうです。このプロジェクト研究等につきましては、保健所なり本課の方にテーマの募集するんですけれども、基本的にセンターが主体的に、テーマを決めてやっていきます。

菊地委員

今そういう話を伺いますと、総合評価の1番のところをちょっと書きかえないと、うまく実態を表現していない形になってしまう。さっき最終的に読ませていただいたときに、この1番のところがどうも歯切れが悪いというか、どういうふうに理解したらいいのかということがありました。

県の方から説明いただいたわけですが、今の現状のいわゆるオリジナルの、センターが独自に研究をしているのが15%、それから事業研究、自主研究、その他行政上の必要性から引き受けている事業を含めると40%、そのほかはルーチンの視点、この配分ないしこういうシステムは、今後このセンターとして維持していくということが決まっているというふうに理解してよろしいですか。

事務局

決まっているというか、今までこうだったということになりますが、事業の予算なり事業に付随した中でのフィールドを持っている地方自治体の研究としては、やはり必要ではないかと思います。

菊地委員

この評価委員会が何をしなきゃいけないかという、部分ですが、こういう予算配分なりシステムなりが、それが妥当か妥当でないかというのは、我々にはわからないわけです。それで十分なのか、それとも何かそのこと自体に問題を抱えているのかどうかというのは、その資料を読ませていただいただけでは、我々にはわからない。

ですから、今現状がこうだとなると、その枠の中で我々はどういうところを見るかということになってしまうということで、そういう前提で話をしていくしかないんじゃないでしょうか。

議長

ピアレビューですので、あくまでも内部評価に対して我々がコメントを出すというのは基本線だと思います。

菊地委員

そうすると、この1番のところの研究機関としていくのか、それとも検査機関でいくのかというところ、あいまいにここに書かれているところを、現状をそのまま形として認める形の表現が必要なのかと思います。

議長

将来をどうすべきだというよりは、現状を分析して、その是非といいますか、それを評価するということだと思います。 それから、この図で書いているところの、県民のニーズ把握という細い矢印があるんですが、これがこの字のように 余り太くないことだけは確かだと思います。本庁関係課の方からのパイプが太くて県民のニーズ把握が細い、そこの ところの問題点を指摘しているというのは、今日の説明を聞いてもそういうことかと思いました。

岩崎委員

保健環境センターとして、今後そこを太くしていかなきゃいけないのかどうか、太くする必要があるのかどうか、基本的に、本庁からの仕事とか研究だけでやっていくという形であれば、県民と直接というところが本当に必要なのだろうかと思います。

議長

ここは、先ほどの私の発言と重複するんですが、研究センターとしての問題発見というのが非常に重要ですので、 単なる研究の仕様を書いて「これこれの結果を出せ。」「これこれの結果が出ました。」というのでは、研究になってい ないんです。そこのところが、保健環境センターの存在意義の重要なところだと思います。

平本委員

私が非常に気になったところは、県民ニーズの把握の線は実質的にはないんじゃないかということです。それと、それに対する情報提供の部分も、研究機関であれば、いわゆる一般の県民が必要とする、活用できるような情報の提供というのは、もう少し何か特別なテクニックというのがいるのではないかなと思って、そこまで担うことが必要なのか、もっと別のセクションに委託した方がもっと効率がよいのではないかということを申し上げたつもりです。先ほどおっしゃったように、そのことのフィードバック、双方のラインが必要なのかどうかというのは、非常に重要なことだと思います。

議長

情報提供については、保健環境センター以外に、県民に対して発信しているというのは、これは各課でやっているわけで、そことのすみ分けは、どのようにお考えでしょうか。

事務局

いろいろな調査、検査をやっていますけれども、それは本課の依頼でやっているものですから、それはあくまでもそのデータを県民にお知らせするかどうかというのは、本課でもっております。センター独自で、勝手にやるというわけにいきません。いろいろなデータを出すとき考えているのは、本課ではある程度まとめて出したりしますけれども、農薬などでご覧いただくとわかりますけれども、細かい実施状況を提供できると思います。もっと詳しく知りたい人たちに見てもらえるような形で出せればということです。

データの提供については本課、保健所、それからセンターがそれぞれ行っています。研修会などに、センターも 出ていくんですけれども、基本的には保健所が担当して行っています。もっと詳しい情報をセンターが持っています から、そこまでの話を聞きたいというときにはセンターで対応しているということになります。

平本委員

それにしても、直接県民とスイッチするというのではなくて、そういう情報の行ったり来たりを調整する機関がないと、やはりそれはうまく機能しないと思うんです。

事務局

そう思います。

議長

この報告書で、その他の機関のというか、部署の機能とのすみ分けとか関係という視点がないんですね。 菊地委員

確かに、県のセンターは独立した機関でなくて、県の行政の一翼、まさにここに書いてあるようにその組織の一つとして設置されていますから、直接県民にじかに向き合うというのは、なかなか制度的には難しい問題だろうとは思うんです。やはり本課を通して、さらに市町村を通して現場とつながるという形ですから、そこはある程度は細いのは現実の問題としてしょうがない。どこの県でも多分そうだろうとは思います。

その点ともう一つはセンターの設置の際の趣旨ということで、中核的機関という、その県の環境を担うさまざまな問題の中の中核的機能として、市町村なりあるいは保健所なり、そういうところとの間のセンター機能というか、その辺の部分がもう少し明確に出ていると良かったかなという感じを、私は個人的には持ちました。むしろそこら辺のところを、存在意義として力をもっと入れていただきたいと思います。

あともう一つ、どうしても気になるのは、異動が非常に早い。何度もこの報告書にも書いてあるんですが、これは県の方針としてそういうことをずっとやってきているわけですか。宮城県という県全体のそういう方針なり慣例というか、そういうものなのかどうかちょっとわからないんですが、2年くらいするともうメンバーが変わってしまっているという、そうすると、「一緒に仕事をしましょう。」と言っても、どうも落ち着かないわけです。宮城県は非常に独特です。

事務后

全体の人事の中での結果、そうなっています。

髙橋委員

前回、大島委員からもご発言があって、お話ししたところなんですけれども、昭和45年、46年ころ、公害担当職員を大量に採用した。それで、もともと団塊の世代が多いわけで、年齢が偏ってしまいました。食品衛生などの仕事を含め技術系職員は県庁に310人くらいいるんですけれども、ここ5年の間に70人くらいやめるんです。今までですと毎年4,5人しかやめていないんですが、これからは15人とか20人やめていくんです。

先ほどお話のあった評価結果(案)の3ページにあるように保健環境センターを今後どうするのかということですが、 外部委託を含めた業務の見直しが必要でないか、将来像を明確にすることを提言したいとありますが、非常にいい ご意見を書いていただいたと思います。現在の保健環境センター職員79名は定年により、やめていきます。それ で、やめた分だけ採用できるかどうかは別にして、大幅に入れかわるのは間違いないんです。

ベテランの職員がやめていくわけですから「技術の伝承をきちっとできるんですか。」「やらなきゃだめですよ。」と書いてあります。そういう問題もありますし、将来像を描いて人も採用して、これからは今回の反省点を踏まえて、例えば委託に関しては、危機管理は自ら対応しなくてはいけませんし、技術を失ってはなりませんから、その辺を整理した上で委託できるものは委託して、より高度なものを目指すべきとか、そういう将来像を明確にすることは、私としても非常に大事であると思っております。

議長

これは、総合評価のところに他の研究機関との研究員の流動化という、一般的にこういうことはほかの国とか大学とかと行われているんですけれども、こういうことは実現は可能なんですか。ほかの県、国の同じような機関と、研究者を各年齢に応じて流動させることはできないんでしょうか。制度的にいろいろな壁があるんでしょうか。

髙橋委員

県の産業経済総合センターとは数人の交流はあるんですが、産業経済部に水産関係、農業関係の研究機関がありますけれども、密接な交流というのはないに等しいです。それから、大学研修ということで、保健環境センター職員を公費で、大島先生のところにお願いしたり、そういうことは若干行っています。それから個人の努力でドクターを取得するいうのはあるんです。新妻先生のところにも来年度1人、修士コース公費で2年間お願いしますけれども、そういうこともどんどん拡充していくことも必要と思っています。

議長

他の自治体でも、同じような研究施設、立派なものを持っているのがたくさんあると思うのですが、そういうところと の交流というのはありえないんですか。

岩崎委員

私がこの今まで資料とか読ませていただいた感じでは、センターの職員の方も県の環境政策課の職員の方も同じような感じで、全部人事異動がされているという感じです。だから、別にセンターに来たからといって、研究とかそういう関係に将来は行くというわけでもないと思います。そうすると、センターにそもそも3年くらいしかいない人を、2年くらい予算かけてほかのセンターに出すというのは、公費の使途上どうなんでしょうか。

議長

いや、そういう方もいらっしゃいますが、研究のプロの方も一定数おられるんです。ですから、私の頭にあるのはどちらかというとそちらの方で、研究のレベルというのは、2、3年行ってもだめですから、10年、20年行って初めてスキルというものも上がってくる。そういう割合がどんどんふえていくべきだと思います。

髙橋委員

ほとんど転勤しないで退職される方は、過去にはおりません。ただ、行政をやったり保健環境センターに来たりという、行ったり来たりの人もいれば、かなり行政のベテランになってから保健環境センターに転勤し、本人がとまどうような例もあります。

本当に専門職を目指すのであれば、もう保健環境センターにずっといたいという人を専門的に育てて、余り異動させないようなことも必要と思います。

岩崎委員

そういう方もいらっしゃって、難しいですね。そういう方が今度は、逆に転勤したいというようなこともあるかもしれません。

大島委員

そういう意味で、やっぱりグランドデザインというか、何をやるのかというのがあって、人の配置があるべきなのですが、そこが欠けて、人の配置の都合で研究テーマが決まったり、ずっと同じ人がいるからという形でやっているのでは、発展性がないんじゃないでしょうかということです。

岩崎委員

今日、説明を聞いて思ったのは、基本的に本庁の方から仕事が来ている。そうすると、私は本当はそういうセンターとしての評価というのであれば、この仕事量に対してこれだけの人がいて、これだけの設備が適正かどうかという、評価の方が必要だったのではないかという気がするんです。

江成委員

私も、15%という数字がかなり強烈で、印象に残って、いろいろ考えてきたという側面が大きいです。数字的に先ほど聞いたら、40%から単純に15%を引くと25%です。事業研究関係は25%となるわけです。全体として、40%というようなことになると、半々に近いわけですから、そういう視点からの評価ということになると、やっぱり15%という印象とは大分違うなという感じがします。

平本委員

人事のことと関連するんですけれども、いわゆるセンターの上の方々、責任をもっていろいろなデザインをなさる方々は、ある種の人事権のようなものをお持ちでしょうか。それは、そういうとき県のいわゆる決定する方々との役割分担は何か、センターをどういうようなものにしていこうということが、だれが決めてどうしていくのかというところと、下の業務分担もそうなんですけれども、基本的にはトップに立つ人間がどう描いていくかというところの権限の問題、ここがよくわからないなと思っています。

事務局

センターとしては今後4、5年で79人のうちの半分がいなくなると、それで大丈夫なのか、どう技術を継承していくか、所長として人事の考え方があって行っております。最終的には、やはり県の人事だから、どのくらいそれが通るかと、動けるかということになります。

髙橋委員

テレビ等で2007年問題をよく問題にしていますが、こういう保健環境センターの年齢構成もありますので、これは基本的には人事に関する事務は人事課が行いますけれども、所属長である所長の意見も当然聞かれます。

評価委員会に私も出席しておりますので、こういう偏った年齢構成とか将来像をどうするかということで、非常にいい 意見をいただいていますという話をしまして、これに関して専門に検討する組織も動きだしています。

菊地委員

センターに配属されている方々は、県の職員採用試験を受けるときには、どういう科目で試験を受けられるんですか。

髙橋委員

今までは化学とか薬学とか、そういう試験科目で入りまして、毎年それぞれ希望は聞かれます。例えば保健所に行きたいとか保健環境センターに行きたいとか希望を出しますけれども、希望どおりにならない場合も結構多いわけです。ただ、先ほど申し上げたように、保健環境センターの将来像を描いて、これからはある分野については非常に専門性を高めるとか、ある分野は逆に検査に特化するとか、そういう方向性が見えて、そしてレベルの高い研究員を養成しなくちゃならないとなれば、考え方としては保健環境センターにずっと将来ともいてもらう人を採用するような考え方も、場合によっては必要かと思います。

菊池委員

県のそういう採用試験制度そのものをいじるのはなかなか難しい問題だと思うんですが、薬学であったり化学であったりという、その分析技術者の方が主に配属されているわけでして、それで、私が意見を書かせていただいたのは、社会科学とかフィールド科学を専門にする人が、そんなにたくさんは要らないですが、1人か2人そういう人がいると、全体のコーディネートの整理とかまとめ役として力を発揮できるんじゃないかなと思ってみたんです。そういう方たちが、県に入れるチャンスというのが、非常に少ないような気がするんです。そこら辺のところは、ここの場でどうのこうのできる問題ではないんですけれども、本当に専門性だけで区分けされてしまっているかなという感じが、気になるところです。

髙橋委員

ご意見いただいた中に、環境情報センターを充実させるべきだという意見が何カ所か出てきますけれども、保健環境センターが外に向かって開かれている部分で、一番の最たる場所が環境情報センターでないかと思うんです。これを拡充して、そこを環境教育の拠点にして、菊地委員のおっしゃるように県民のニーズ、環境行政に関するニーズ、そういう外に向かって幅広く門戸を開くとすれば、環境情報センターなのかなと、結論的にはちょっと思っているんです。

菊地委員

ちょっとスペース的に狭いですね。

事務局

センターは保健と環境分野をやっているんですけれども、環境情報センターは環境だけで、保健分野が入っていないんです。

菊地委員

年間の利用者とか、情報の提供数とか、もっと上げられるといいですね。

髙橋委員

保健環境センターは衛生研究所と公害センターが一緒になって、二つの側面があります。

2ページの最初の「保健環境センターは県民のニーズや社会的ニーズを適切に把握しようとする動きが必ずしも十分でない。」というところなんですが、外部評価制度をやるべきでないかというのもこういうことがあってのことでして、委員を幅広い分野から選ばせていただいたのも、そういう面もあるからでございます。

この県民のニーズを把握するのは保健環境センターだけではなくて、県庁それぞれの食品行政をやっている部署、公害行政をやっている部署、それぞれがそういう責任は持っているんです。保健環境センターとしては調査研究の内部評価を行っているのですが、外部の声を聞くべきだということで、今回、この制度を行うことになりました。

岩崎委員

県としても県民ニーズを直接把握していくべきだと、そういう意識はあると考えてよろしいですか。

髙橋委員

いろいろな機会で、例えば食の安全では、外部委員が入って懇談会を行っていろいろなニーズを把握しています。保健環境センターに県庁の各課から仕事をお願いするだけじゃなくて、保健環境センターとしても独自の調査研究もやっているわけですし、外部の声を聞くべきではないかと思います。

平本委員

例えば、県経由で来るのと直接把握するのが、質的にどういうものが違うんでしょうか。

事務局

センターが独自に企画できる前回お話ししました15%の調査研究では、その中で本庁まで上げていろいろな視点で課題の選定をします。

平本委員

私が申し上げているのは、県民のニーズを把握するとすれば、経路が違うと質的にどういう違ったニーズが把握できるのかということです。それで、その15%の研究というのは別枠なんでしょうけれども、研究ですからそれはそのニーズから直接すぐ結びつくということはあり得ないというか、継続的な研究の中にあるのといわゆる住民のニーズを聞くのとは、ちょっと距離があると思うんですね、結果的につながっていくとしても。ということは、ちょっとそれを分けて考えていかなきゃいけない。

もとに戻りますと、直接ニーズを把握することに、どういうようなことを仮定しているかということです。

事務局

全国の研究機関で議論になっているんですけれども、大部分の県が本県と同様です。やはり今の世の中の流れとして、県民のニーズは直接つかまなければならないのではないかという議論があります。それをどう生かすかということ、どう生かせるのかということになってきた時に、やはり予算システムがきちんとしていないと、受けたとして実際に仕事に結びつけられるかというところでネックがあります。

平本委員

私の感覚ですと順序が違って、ある種県民の直接把握したいイメージがないというか、想定されているものがない

ということは、何を知りたいかがないということになるので、それを受け取って構築しながら一つの形にしていくということはそうなんですけれども、本当にニーズを把握しなきゃいけないということを感じにくいという印象を受けています。

事務局

一番県民と接触している保健所から上がってくるのが一番現実的なのではないかという感じを持っています。

平本委員

むしろ連携を強くする方が、実質的と思うんです。

菊地委員

センター自身が窓口をもっていませんから、県民からいきなり来るというのはちょっと難しい。ですからむしろ、窓口を持っている福祉事務所なり、保健所なりとどういうふうに手をつないで情報交換をするかということなんです。何回かセンターの年次報告会に顔を出させていただいて、結構保健所の方たちとの意見の交換とか活発に行われているのは見させていただいているんです。私はそこしか見ていないからわからないんですが、保健所からセンターに対してどういうふうな情報が上がっているか、その現場は見ていないからわからないんですが、あの場はセンターの1年間の報告会ですから、センターから保健所に対し情報提供する場と思うんです。その辺が十分行われていれば、機能するのかなという気はするんです。下からというか、現場からセンターへという。

もう一つは、環境情報センターをもっと確立して、そこに直接県民の声が反映されるような、環境教育とかそういうことを通して、そういうところがもう一つ別ルートの窓口ができると、そこからまた新しい情報が入ってくるのかなという気がするんです。

熊谷委員

直接センターよりも保健所だというお話が今出ていたんですけれども、保健所の数も少なくて、県民自体がその保健所にすら足を運べない状態が多いんじゃないかと思うんです。一番最初のところがまず少なくて、結局それでこのセンターも県民のニーズなども把握できかねるんじゃないでしょうか。まず、根本になる最初の場所のところ、もっと県民が行きやすいような保健所、相談しやすいところがもっともっとあってもいいんですけれども、本当に数えるくらいしかなくて、そこへたどり着くのは大変なんじゃないかなと思うんですけれども。いかがなものでしょうか。

菊地委員

保健所自体が随分統廃合で減りました。それはまた別な問題ですが。

岩崎委員

これは質問ですが、今の保健環境センターの業務量に対して、職員数はちょうど適正というふうに考えてよろしいんですね。

事務局

そうです。

北川委員

もう一つ質問があるんですけれども、予算の方は適切な予算が来ているんでしょうか。見学させていただいたときに、「装置が壊れているけれども直せない。」という現場の声を非常に多く聞きました。 県からの委託業務に対する職員数が必要なので、機器の予算は厳しいということでしょうか。

事務局

非常に厳しいという状況ではあります。センターとしては検査の精度を確保するというのが大前提で、その分の機器については何とか手当ができているのかなというふうに思っています。ただやはり、いろいろなことをやっていく上で、もう少し時代に合った機器の整備が必要と思います。最低のところでの検査精度を確保する予算は事業課の方から来ています。

髙橋委員

建物は、非常に老朽化しているという指摘がありましたが、来年度は1億5,000万円くらいかけて、耐震工事をやろうというようにしています。

菊地委員

予算的には長期的に厳しいだろうなということは、十分想像がつくわけですし、改善する見込みというのもなかなか立ちにくいだろうとは思うんです。それだけに、よその機関との連携をして、チームワークで仕事をこなしていくということを、やっぱりもっともっと進める必要があるんだろうなという気がします。

宮城県の環境生活部は、新妻先生のところと協定を結んで大学と連携ということをスタートしたわけですから、こういうところとか、あるいは仙台市と宮城県、お互いに遠慮しているように私には見えるんです。仙台市は仙台市の中だけを見て、県は仙台市には触らないというふうな感じで、お互いにちょっと遠慮がありまして、手を組んで一緒にやればもっといろいろやれるんじゃないのかなというようなことを感じております。そういう横の連携等を行えば、少ない予算でもプラス何割か、あるいは2倍、3倍というような成果が上げられるんじゃないかなと思います。センターがそういうことをできるような制度的なバックアップを本課の方でもぜひ考えていただきたいと思っています。

特に、大学との連携というのは始まったばかりですので、これがうまく成功するかどうかというのは、全国的にもかなり重要な問題なんじゃないかと思っています。北九州市が大学と始まったということを聞いていますけれども、宮城県は2番手くらいで、うまく成功すれば全国にそういうことが発信できるんじゃないかなと期待しておりますので、よろしくお願いします。

議長

そろそろ、予定していた時刻が近づいております。

今日の委員の方のご意見を盛り込んだ形で、その15%のところの表現を工夫する必要があると思います。あるいはグランドデザインというようなお話も出ましたので、その辺も踏まえて今日いただいた意見を盛り込んで、最終案にするという運びになると思います。ただ、日程的にもう一度お集まりいただく余裕がございませんので、原案の方を具体的に私と岩崎、北川委員の方にお任せいただいて、あとで文書を回す形でまたご意見をいただいて、まとめるというふうにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議無し)

では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、その他ということですが、委員の皆様から何かありましたら、ご発言いただきたいと思います。

特によろしいでしょうか。もしないようでしたら、この報告書案の審議は終了したいと思います。

今後の取扱いを事務局から説明願います。

事務局

最終報告書は委員会から知事に答申します。その後の県の措置について環境対策課長からお願いします。

環境対策課長

報告書をいただいた後ですが、センター及び県庁内関係課で評価結果に対する対応方針が検討され、その後庁 内連絡調整会議に諮り、その結果を委員にお知らせするとともに公表します。

議長

知事答申はいつ頃になるのですか。日付はいつになるのですか。

事務局

2月中にできればと思っています。日付は成案ができた時になります。

議長

来年度から課題評価となります。改めて連絡しますので、よろしくお願いします。

司会

これをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。